

1 請求の要旨

(1) 公金支出

大阪市は、令和5年1月13日頃、大阪市淀川河口付近で死亡したマッコウクジラの死骸の処理を行うこととした。大阪市は、同月17日までに昭陽汽船株式会社（以下、「昭陽汽船」という。）に処理を業務委託し、同社が同月19日までに作業を行った。大阪市は、その後に同社と料金の交渉を行い、同年3月31日、同社と委託料を8019万円、同日を業務期限とする業務委託契約書を取り交わした（以下、「本件契約」という。）。大阪市は、前記契約書に基づき、同年4月27日頃に同社に対して8019万円を支出した。

(2) 随意契約の違法・不当性

ア 本件を随意契約によることとした根拠は地方自治法施行令167条の2第1項第5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」によるとされている。

しかし、クジラの死骸の漂着は日本国全体で年間数百件あるとされており、特に非常の事態とは言えない。本件では、死亡が確認される数日前から当該マッコウクジラが見つかっており、いずれ処理が必要になることは予想された。死亡が確認された13日の時点では処理に急を要したとしても、それまで準備を怠ったのは大阪市の怠慢に過ぎない。また、死骸は河口付近とはいえ海中にあり、緊急に処理する必要性があったのかも疑問である。

よって、本件について随意契約によったことは地方自治法234条2項に反しており、契約は違法かつ無効である。

イ 仮に随意契約によること自体はやむを得ないとしても、本件のように契約書を当初作成せずに業務を委託することは、契約の際には必ず契約書を作成することとした大阪市契約規則の趣旨に反する。

大阪市契約規則17条の3によれば、随意契約による場合は、2名以上の者から見積書を徴することとしている。しかし、本件は特名随意契約の方式によっており、昭陽汽船以外から見積書を入手していない。仮に本件が入札によれない程度には急を要したとしても、相見積の徴求すら不可能だったとは考え難い。その後の金額交渉の過程からしても、他社の見積もりを入手しておくことは明らかに必要であり、同条但書の要件を満たさないから、2名以上の者から見積書を徴しなかったことは大阪市契約規則に違反する。

その他、後述する金額交渉の異常な結果からすれば、契約成立の時点で多数の法令違反があった疑いが拭えない。

ウ 報道によれば、本件処理後に港湾局総務課長が昭陽汽船の担当者に日本酒を届けるなどしており、懇意な関係が伺われる。担当者が懇意にしている業者との随意契約が締結されたことは、本件契約の違法性・不当性を疑わせる事情である。

エ よって、本件契約は、地方自治法及び大阪市契約規則に明らかに違反し、違法かつ無効な契約である。本件契約に基づいてなされた支出については、全額が大阪市に生じた損害である。

(3) 費用が不当であること

仮に本件契約が有効であったとして、昭陽汽船は令和5年1月18日には作業を開始しているのであるから、契約書の作成日に関わらず、遅くとも同月17日には私法上は業務委託契約が成立していたものである。その後に金額交渉を行っていることからして、成立した業務委託契約は代金を「相当な金額」などとするものであったと考えざるを得ない。なお、報道によれば、「市の基準に基づき協議して決める」と合意していたとされている。

大阪市は本件業務委託の費用を同年2月2日までは2068万円と積算して協議していた。報道によれば3月上旬までは3774万円と算定していたが、最終的には8019万円を支払った。報道によれば、大阪市港湾局経営改革課長が、「総額で昭陽汽船と合意したうえで、積算根拠は後から検討する方法」を提案し、その主張に沿った金額で合意したとのことである。試算との差額があまりに大きいことからしても、上記金額には何ら根拠がなく、また仮にそれなりの根拠があったとしても、「市の基準に基づき協議」という契約内容であったとすれば、大阪市としては支払う義務のない金額である。

よって、仮に本件契約が有効であったとしても、実際に支出された8019万円は正当な金額ではないから支払う義務もなく、当初の契約に基づく正当な費用との差額について大阪市に損害が生じている。

(4) 結論

よって、監査委員は、市長に対し、①違法かつ無効な本件契約に基づいて委託料を受け取った業者に対しては不当利得の返還を求め、②当該支出に関与した職員らに対しては損害の賠償等を求める等、必要な措置を講じるように勧告することを求めるものである。